

# 製品安全データシート(SDS)

## 1. 製品及び会社情報

製品名 : クリアエレメントFX  
会社名 : 株式会社クォーツテクニカ  
住所 : 兵庫県灘区船寺通1-7-12  
担当部門 : 技術開発部  
電話 : 078-200-4508  
FAX : 078-200-4509  
緊急連絡先 : 078-200-4508  
作成日 : 2004年4月17日  
改訂日 : 2016年5月12日

## 2. 危険有害性の要約

[最重要危険有害性及び影響]

引火、爆発の危険性有り

[人の健康に対する有害な影響]

・本品の主なる有害性は加水分解によって徐々に生成するメタノールに起因する。

蒸気吸入 : 呼吸器系に弱い刺激性を示す可能性有り。

比較的低レベルな毒性を有する。

皮膚接触 : 弱い刺激性を示す可能性有り。

眼、粘膜接触、刺激性を示す可能性有り。

[環境への影響]

知見なし

[特定の危険有害性]

知見なし

[化学物質等の分類](分類は日本形式)

引火性液体

## 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

一般名 : シリコーン混和物

化学物質名	含有量(%)	化審法	安衛法 通知物質	CAS番号	PRTR法
アルコキシシロキサン	98~99	登録済	—	社外秘	—
アルコキシド	1~2	登録済	—	社外秘	—

## 4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡を取りその指示に従う。

[吸入した場合]

- ・新鮮な空気の場所へ移し、安静にさせる。
- ・嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。水でうがいを  
する。

[皮膚に付着した場合]

- ・直ちに汚染された衣服や靴を脱ぎ、大量の水及び石鹼で付着部分を十分に洗い流す。

[目に入った場合]

- ・目と接触した場合には直ちに、多量の水で洗い速やかに医師の手当を受ける。

[飲み込んだ場合]

- ・無理に吐かせない。
- ・嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。被災者が意識  
のある場合、水で口の中を洗浄する。

[応急措置をする者の保護]

- ・救助者が有害物質に触れないよう、適切な保護具(暴露防止及び保護措置の項参照)を着用  
する。

## 5. 火災時の措置

### [消火剤]

粉末、泡、二酸化炭素

### [不適切な消火剤]

棒状水

### [特定の消火方法]

#### 1) 周辺火災の場合

速やかに移動可能な容器を安全な場所に移す。  
移動不可能な場合は容器及び周囲に散水し、冷却する。

#### 2) 着火した場合

火元への燃焼元を断ち、風上から消化する。  
水噴霧して火災に暴露されている表面を冷やす。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

### [消火を行う者の保護]

火災により一酸化炭素等の有毒ガス、煙霧、シリカの微粉が発生するので、消火作業の際は、適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。

---

## 6. 漏出時の措置

### [人体に対する注意事項]

- ・ 作業着は必ず保護具(暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用する。
- ・ 屋内の場合、処理が終わるまで十分な換気を行う。
- ・ 漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。

### [環境に対する注意事項]

- ・ 漏出物が河川、公共水路等に流れ込むのを防止する。
- ・ 成分の蒸気が大気中へ揮発するのを少なくするため、回収作業は速やかに行うこと。

### [除去方法]

- ・ 漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。
- ・ 残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。
- ・ 回収するときは、火花の出ない器具を用いる。

### [二次災害の防止]

- ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
- ・ 漏出した場所の周辺には作業者以外の立ち入りを禁止する。
- ・ 万一、河川、公共水路等に多量に入った場合、直ちに地方自治体の公害担当者に連絡する。

---

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### [取扱い]

#### 技術的対策

- ・ 適切な保護具(暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用する。
- ・ 蒸気の発散をできるだけ抑え、作業環境を許容濃度以下に保つ。
- ・ 局所排気装置を設け換気を良くすること。
- ・ 容器、梱包、袋等は注意して取扱い、開けること。
- ・ 電気計装機器は防爆構造のものを使用すること。

#### 注意事項

- ・ 屋外では風上から作業し、屋内では局所排気装置の設置された場所で作業する。

#### 安全取扱い注意事項

- ・ 火気厳禁。着火源に近づけない。
- ・ 使用後は速やかに容器を密閉し、蒸気の発散を抑える。
- ・ 容器を転倒させ、衝撃を加え、また引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

### [保管]

- ・ 容器又は包装を密閉遮光し、30℃を超えない温度で保管する。
- ・ 危険物であるので消防法令に従うこと。
- ・ 直射日光を避ける。熱源、着火源から離して保管する。

### [安全な容器梱包材料]

- ・ 密閉可能な金属製の容器を用いる。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

### [暴露軽減設備対策]

- ・ 取扱いについては、局所排気装置を設置した場所で行うこと。

[管理濃度]

- ・メタノール(分解生成物) 200ppm

[許容濃度]

- ・メタノール(分解生成物) 日本産業衛生学会(2002年度) 200ppm  
ACGIH(2002年度)TLV-TWA(皮) 200ppm

[保護具]

- ・呼吸器用保護具 防毒マスク(有機ガス用、送気マスク、自給式呼吸器)
- ・手の保護具 保護手袋(耐油性ゴム製)
- ・眼の保護具 保護眼鏡(ゴーグル型)
- ・皮膚及び身体の保護具 保護服(帯電防止型長袖、長ズボン)、保護靴(帯電防止型)

[適切な衛生対策]

- ・保護具は清潔な一定の場所に保管し、有効期限が切れたものは使用しない。
- ・取扱い場所の近くにシャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明示する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	: 薄黄色透明液体
臭気	: 特異臭
沸点	: データなし
蒸気圧	: データなし
融点	: 0°C以下
比重(密度)	: 0.98(g/cm <sup>3</sup> )
溶解度	: 水に難溶(加水分解性有り) 有機溶剤に可溶
引火点	: -4°C
発火点	: 200°C以上
爆発限界	: (下限)未測定 (上限)未測定

---

## 10. 安定性及び反応性

[安定性・反応性]

空気中の水分と反応し、徐々に引火性のメタノールを発生する。

---

## 11. 有害性情報

[皮膚刺激性]

皮膚刺激	20mg/24hr	中刺激性 (ウサギ) (メタノール: 分解生成物)
	500mg/24hr	軽度の刺激性 (ウサギ) (イソプロピルアルコール)

[眼刺激性]

眼刺激	100mg/24hr	中刺激性 (ウサギ) (メタノール: 分解生成物)
	10mg/24hr	中刺激性 (ウサギ) (イソプロピルアルコール)

[急性毒性]

メタノール(分解生成物)	LD <sub>50</sub>	検体 : ラット経口 5,628mg/kg
	LC <sub>50</sub>	検体 : ラット吸入 64,000ppm/4hr

[慢性毒性]

結膜炎、頭痛、めまい、不眠、胃腸障害、視力障害を起こす可能性有り。  
(メタノール: 分解生成物)

---

## 12. 環境影響情報

分解性	: データなし
蓄積性	: データなし
魚毒性	: データなし

---

## 13. 廃棄上の注意

[残余廃棄物]

- ・産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、内容を明確にして処理を委託する。
- ・廃棄物は焼却処理する。
- ・該当法規に従って廃棄物処理を行う。(国、都道府県並びに地方の法規、条例に従うこと。)

- (大気汚染法、廃掃法、ダイオキシン類対策特別措置法及び都道府県市町村条例等に基づき処理する。)
- ・ 燃焼時、多量のススや一酸化炭素等の有毒ガスやシリカの微粉が発生するので注意する。
  - ・ 各種リサイクル法に従い、廃棄処分を行うこと。

[汚染容器・包装]

- ・ 空容器や包装材を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

---

## 14. 輸送上の注意

[陸上輸送・消防法(第4類 第1石油類 危険等級Ⅱ)]

- 積載方法 : 運搬時の積み重ねは3m以下
- 混載禁止 : イ第1類、及び第6類の危険物 ロ高压ガス
- 海上輸送 : 船舶安全法に定められるところに従うこと。
- 航空輸送 : 航空法に定められるところに従うこと。

[特定の安全対策・条件]

- 保護具、消火器を携帯する。
- イエローカードを携帯する。
- 容器に漏れのないことを確認し、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に  
行なう。
- 国際海上輸送又は国際航空輸送には、UNマーク表示容器を使用する。  
国連分類:3(引火性液体類) 国連番号:1993

---

## 15. 適用法令

- 消防法 : 危険物第4類 第1石油類 危険等級Ⅱ 油類非水溶性
- 労働安全衛生法 : 通知物質 該当しない
- 船舶安全法 : 告示別表1 中引火点引火性液体
- 航空法 : 告示別表1 引火性液体
- 化学物質管理促進法(PRTR法) : 該当しない

---

## 16. その他の情報

[参考文献]

- 「労働安全衛生法対象物質全データ」 化学工業日報社
- 「製品安全データシート作成実務必携」 化学工業日報社
- 原料メーカーの製品安全データシート

※ 本製品は輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、輸出される場合には経済産業省のガイドラインの参照や同省への事前相談が望ましい。

※ 本資料は、信頼得ると考えられる資料に基づき一般的な取り扱い等を前提に作成したものでありますが、ご使用になられる各位は、自らの責任に於いて個々の取り扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さい。

記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。